

## 文芸家協会長としてのバルザック——海賊版との闘い

私市保彦

バルザックは、一八三四年十一月一日号の「パリ評論」に「十九世紀のフランス作家への手紙」、三六年には「クロニック・ド・パリ」に「著作権と海賊版の問題について」、三九年には外国の海賊版をめぐって「ヘラ・プレス」紙編集長への手紙」などを書いて、<sup>①</sup>著作権問題に熱心な発言を続けていた。

こうした発言には、作家の著作権が一般的にきわめて遵守されていないことへの公憤とともに、自分自身の小説が本国やベルギーなどでたちまち海賊版が刊行されたり、自分の小説が無断で劇化されて上演されるという被害をこうむっていることへの私憤も加わっていたことは、想像にかたくない。例えば、一八三三年八月一日のハンスカ夫人宛の手紙で「一週間前から投機家がわたしから泥棒をはたらき、わたしの許可なしに、『田舎医者』の一部分を二万部も印刷しているのです」と訴えている。そのころ海賊版は、フランスの内外で、とりわけベルギーではほとんどアナキーに刊行されていて、バルザックは直接・間接にその被害や影響をこうむっていた。間接にというのは、安価な値段で流入してくる海賊版に対抗するためフランスの書店が値段を下げるためである。例えば一八三八年十一月十二

日にバルザックはシャルパンティエ書店と『パリ生活情景』『ゴリオ爺さん』『谷間の百合』などそれぞれで発表された小説を十八折版で刊行する契約を結んでいるが、この作品集の一冊の値段が三フラン五〇という格安であるのはベルギーの海賊版に対抗するためであった。

バルザックは自分の小説の劇化にも悩まされていた。一八三五年一月七日には、「ジムナーズ・ドラマティック座」上演のボワヤール (Boyard) ・ポール・デュポール (Paul Dupont) 脚色『守銭奴の娘 (La Fille de l'avare)』に招待されているが、これはブッフエ (Bouffé) がグランデ親父を演ずる『ウジェニー・グランデ』の劇化であった。<sup>(1)</sup> しかし、ここには原作者バルザックの名はない。また同年四月六日「ヴァリエテ座」上演のテオボン (Theaodon) ・A L ・ドウコンブルース (Al. Decombrouse) ・ジエム (Jaime) 脚色『ゴリオ爺さん』も同様で、原作者バルザックの名前なしの上演が相ついでいるから、こうしたことは日常茶飯事であったことがうかがわれる。そして、いずれのばあいも原作者には一文も支払われなかったのである。

こうしてバルザックは、「十九世のフランス作家への手紙」で、フランスの作家たちに呼びかける。

作家諸兄、文学共和国において、全体的・個人的利害の大きな問題が揺れている。諸兄の誰もがこの問題を知り、内密に語っているが、公然と不平をいったり、我々の悪にたいして治療薬を提供しようとする者はいない。<sup>(2)</sup>

この一文は、激しい怒りを格調高いたたきつけた檄文である。根本は作家の精神的な創造物が財産としての価値がみとめられていないことでの憤懣であるが、それと関連して海賊版の横行、演劇やボードヴィルでの小説の剽窃を告発し、またキャピネ・ド・レクチュール (貸本屋) の繁栄が作家から収入を収奪しているとうったえる。

著作の所有権については、当時見解がふたつに分かれていた。ひとつは著作物は作家の永久的な所有物であるとする立場であり、もう一方は著作物は本来社会的な文化遺産から生み出されたものであり、さらに刊行されてからは社会の共有財産になるべきものであるとする立場であった。バルザックは、当然のこととして第一の立場を主張し、国家は個人の土地や財産の所有権は保護しているのに、精神的な創造物の所有権をみとめていないとうったえる。

法は土地を守り、汗を流している労働者の家を守っているが、ものを考えている詩人の作品からは収奪しているのである。この世に神聖なる所有権というのがあるとすれば、人間に所屬するものがあるとすれば、それは、人間が天と地の間に創造するもの、もっぱら知性に根を下ろし、人々すべての心のなかに花開くものではないだろうか？

こうして国家は、貴族や銀行家の財産の相続をみとめているのに、精神的労働たる「夜と脳」の相続権はみとめない。芸術家・詩人は社会に永続的な精神的な富をもたらしているにもかかわらず、作品が成功するや、その作品から収奪しようとする。フランスアカデミーも議会も著作権の保護には無策である。作家のための組織がないのである等々とうったえる。

ここでは、バルザックは檄文調に問題の本質をえぐっているが、後年バルザックは、「著作権法案委員会を構成する議員諸氏への覚書」(一八四一年)という意見書で、著作権がみとめられてゆく屈折した歴史を、ほとんど専門的な分析をくわえて記述している。バルザックは、著作権が発生するためには、紙と印刷術と定期刊行物の発明が必要であるとしたうえで、著作権の発生の歴史をたどる。まず、作家にあたえられるのが名誉と名声でしかなく、王侯貴

族をパトロンとしていただくか財産家でなければ文人になれなかつた十七世紀までの時代、一五七一年の勅令において書店の刊行権がはじめてみとめられ、やがて識字層が拡大して本が売れるようになり、また中世の伝承や物語が民衆本として頒布されるようになり、作者への報酬が問題となる十八世紀の流れのなかで、一七二三年の条例で海賊版の刊行者に体罰が科せられることとなり、ついに、一七七七年の勅令が制定され、作家の著作権が認められることとなる。死後もその権利が相続されるという規定を制定したその条文を紹介している（じつは、この権利をみとめるのは王であつて、その基本的な権利を法で定める近代法とはほど遠いのである）。ところが、一七九三年の立法によつて、やつと著作権が王の承認によつてみとめられるのでなく法律的に確立されることになるが、同時に著作権は作者の死後十年で消滅されると定められている。これは一七七七年勅令の後退であると、バルザックは指摘する。こうした規定の背景には、著作は社会から、あるいは神から生まれたとして、社会の共有財産とする考えがあるが、それをバルザックは指弾してやまない。著作がたとえ神に由来するとしても、それに形をあたえたのは作者であり、天才であるとし、「考えることと、生み出すことの間には深淵がある。そして、天才のみが深淵に降りて、そこから出てくること<sup>⑨</sup>ができる」と断ずる。いわば、ここには天才や個性に対するロマン主義的な信仰がみられよう。バルザックは、個性と創造についての絶対的な確信にもとづいて、絶対的な著作権の主張をしているともいえよう。

しかし、バルザックのこのようないい方には、自分自身の著作権がいかに犯されてきたかということにたいする怒りがこめられている。こうして、バルザックは、「ほかの災厄」を告発する。バルザックが特に怒りを燃やしているのはベルギーに対してである。

こんなエピソードがある。あるときゴズランが、パリの郊外のレ・ジャルディーにかまえたバルザックの邸宅を訪問すると、バルザックは彼に本の山を見せて、怒り狂つたという。そのときのやりとりであるが、ここでは一部分省

略しながら引用してみる。

「フランスはこんな海賊行為が行われているのを放置している」

「どんな海賊行為ですか？」

「なんで、どんな海賊行為なんていういいかたをするんだ？」

「でも、わたしは知りませんからね」

「この世界にベルギー以外にほかの海賊がいるかね」

「ドイツ人にも少し……」

「ああ！、そうだな」彼はいった。「ドイツ人も多少わしの本の海賊版づくりをやっている。でも、ドイツといっても、ベルギーといっても同じだ」

「イタリア人はやらないんですか？」

「そうだ、イタリア人もだ」

「でアメリカ人は？」

「うーん、そうだな、でもベルギー人だ！」

「では、どうしてベルギー人だけなんですか？」

「このレ・ジャルディーのわたしのものに、こんな本の包みを送り届けるなんていう悪ふざけをするのは、ベルギー人しかいない。これは、ベルギーやほかの至る所で印刷されたわたしの『ゼザール・ピロトー』の海賊版のすべてを<sup>10</sup>あつめた代物だ」

二十五種、海賊版が送りつけられたといつて、バルザックは激怒していたのである。そして、文芸家協会にはいつて軍隊をつくつて、「ベルギーに向かつて進軍するのだ」といきまいたといふ。<sup>11)</sup>

これが事実だとしたら、ベルギーでは、日常茶飯事のように偽版が横行していて、法的などが、めもなかつたことがわかる。そうでなければ、まるで報告するようにバルザックのもとにそれを送りつけないであろう。バルザックは、すでに他の作家たちのためにも挑戦状をたたきつけている。

「フランスの三分の一は外国でつくられた海賊版を手に入れている」、「あわれなフランスの書店がわれわれの文学を殺している情けない貸本屋にやつと千部ほど本を売っているというのに、ベルギー人は安売りでヨーロッパの金持ちの貴族に二千部も売りつけている」と告発しながら、怒りの調子をあげ、

ヴィクトール・ユゴーのようにアルフレッド・ミュッセを破産させ、ヴィニーのようにヴィクトール・ユゴーを破産させ、J・ジャンンのようにヴィニーを破産させ、ノデイエのようにJ・ジャンンを破産させ、G・サンドのようにノデイエを破産させ、メリメのようにG・サンドを破産させ、クーリエのようにメリメを破産させ、バルテルミーのようにクーリエを破産させ、ベランジェのようにバルテルミーを破産させ、あなた方すべてのようにベランジェを破産させている。<sup>12)</sup>

と、海賊版がほとんどの有名作家を侵害しているさまを糾弾するが、バルザックがとりわけ非難しているのはベルギーの海賊版である。たとえば、「クロニック・ド・パリ」の一八三六年十月三十日号に発表した論説「著作権と海賊版について」では、つぎのようにベルギーを名指して攻撃している。

かつては、オランダが知性と迫害された真実の避難所だった<sup>15</sup>。ヨーロッパでは、ほかのどの場所でも自由に印刷できないような著作をオランダで印刷していた。したがって、十八世紀のオランダと十九世紀のベルギーを混同してならない。オランダ人は守護者であるが、ベルギー人はけちな泥棒、あらゆる国の層とも呼べるが、いつてみれば暗殺者である。このよき時代に、自分自身にしか救いを望めないあわれな作家から収奪する卑劣なやからである<sup>16</sup>。

バルザックは、「十九世紀の作家たちへの手紙」では、舞台での収奪にも言及する。というのは、すでに述べたように、バルザックやその他の作家の創作が劇化されて上演され、劇場側に収益をもたらすのに、原作者には一文のほいらぬのも日常茶飯事だったからである。

作家が本を出版するや、人物を創造し、プロットを編み出し、ドラマを描くや、このドラマとプロットと人物と本はつまみ取られ、舞台の芝居となる。……「中略」……彼は、あなたの妻をつまみ食いたときと同様、良心のとがめを感じない。でも、愛人の方は同意のもとで女を奪うが、演劇の色男はあなたのアイデアを強姦するのである。それも、ことわりなしに<sup>17</sup>。

ついで、バルザックの攻撃の矢は貸本屋に向けられ、皮肉たっぷり金持ちに貸本屋の二スーの「税金」をも節約しようと、一冊の本が借りた家庭の近隣までまわされている現状を描写する。

こうして作家が収奪されている現状をつぶさに語りながら、バルザックは、文芸家協会の設立を高らかに提唱する。

いや、政府は何もしないだろう。現在の政府はジャーナリズムの子であるから、現状が快いのであり、できればそれを引き延ばそうとするであろう。我々の救済は我々自身のうちにある。それは、我々の権利についての協定であり、我々の力の相互的な承認である。従って、我々すべての者にとつて最高に利益あることは、我々が集まって、劇作家が協会を作ったように協会を作り上げることである……（中略）……設立する我々の協会にできることは、著作権についての新たな法律を求め、懸案事項を取り決め、文学のあらゆる海賊版を阻止することである<sup>18</sup>。

これだけ主張するからには、バルザックはもう著作権問題について第三者をきめこむことはできないであろう。やがて、著作権を守るために設立され文芸家協会の会長に選ばれる運命は、こうした発言のときにきまっていたといえよう。

そのことを述べる前に、バルザックがここで先例としてあげている劇作家協会の設立を略述しておきたい。

\* \* \*

文芸家協会の歴史をたどると、どうしても十八世紀の劇作家ポーマルシエの名前が出てくる。当時、劇作家の著作権はなきに等しかった。劇団から給料をもらっている座付き作者のばあいは、その劇作は劇団の財産となり、上演・刊行の収入はすべて劇団のものとなる。独立した作者のばあいは、純益の何割かを払うという契約の先例はあるが（ポーマルシエの報告書によると、作者と劇団の契約第一号は、オテル・ド・ブルゴーニュ座とキノーとの間に、純



益の九分の一を支払うと取り決められた一六五三年の例があるという<sup>19)</sup>、契約があつても、間隔を置いて再演されたばあいはすべて劇団の収入になるというのが実状であつた。これでは、とうてい作家の著作権が守られているとはいえないであろう。そんな中で、ポーマルシェの『セビーリヤの理髪師』の上演をめぐつての収益の分配について、問題がおきて、厳密な収支にもとづいた決算を要求するポーマルシェと、コメディー・フランセーズ座との間にトラブルがおきたのがきっかけになり、ポーマルシェは二十三名の劇作家を集めて劇作家協会を設立して、劇作家の著作権を守るための交渉を始めた。当然、劇作家と役者集団との間の利害対立が際だつてきて、役者による作家の分断工作があるなどの紆余曲折のあと、ルイ十六世の裁定により、作者はすべての収入の七分の一を上演料として保証されたが、一定の収入をえられない作品は、失敗作として所有権が劇団に移ることとなつた。しかし、一定収入の基準額が、冬季は千二百ルーブルから二千三百ルーブルに、夏季は八百ルーブルから千八百ルーブルと大幅に引き上げられたために、かえつて不利な条件となり、旧来の契約に従う慣習を変えなかつたという<sup>20)</sup>。

著作権を守る動きは大革命を経るといふそう活発になつた。一八二九年には、スクリーブが中心になつて分かれていた協会を一つにまとめ、ユゴー、デュマ、ドウラヴィーニュ、マイヤーベルなどを糾合して、劇場場側に対抗する勢力に育て上げた。出版関係も、十九世紀になると、読者層の拡大と印刷術の進歩と、雑誌・新聞の氾濫といったジャーナリズムの拡張とあいまって、作家が書くことによつて生活ができるようになるにしがたい、作家に無断で作品が掲載されたり、いわゆる海賊版として刊行されたりと、作家の権利の侵害が目立つてきた。そこで、作家たちは著作権を守るために立ち上つた。

バルザックは、すでに述べたように自分自身が、ベルギーなどで自作の海賊版が刊行されたり、雑誌にも創作を無断掲載されるといった被害を蒙つて怒り、心頭に発して、著作権問題ではきわめて熱心であつた。というより、バ

ルザックにとつては、文芸家協会の設立は焦眉の目標であった。しかし、アドバルーンを上げたのはよいが、文芸家協会設立のためにそれぞれ一國一城の主である作家を糾合することは至難のわざであった。そこに、ルイ・デノワイエ (Louis Desnoyers) が強力な推進者として現れた。彼は文芸家協会設立のための熱心な闘士であった。

デノワイエは、「世紀」紙の文学部門の主筆に迎えられたとき、デュマ・ペールの『ポール船長』を一八三八年五月三十日から六月二十三日まで連載 (同年単行本刊行)、数日のうちに購読者を五千人増やしたという伝説的な快挙をなした。ジャーナリストで、以来「世紀」紙の主筆として、敏腕をふるっていた。元来才氣に富んだ人物で、はじめ独力で新聞の創設をこころみだが、政府におさめねばならぬ十万フランの供託金が準備できないので、二日ごとに新聞の名前をかえて逃れることを考えた。週二回発行の若い女性向き新聞を、はじめはピンクの紙に印刷されたため「バラ色雑誌」と呼び、ついで「空気の精」、「小妖精」、「いたずら妖精」、「妖精」と二日ごとに名前をかえ、二九年四月からは「驚」と改名し、日刊に変更して、三〇年九月に発行禁止になるまで続けたというから、驚くほかない。また、一八三三年に発刊された「子ども雑誌」に『ジャンポール・シヨパールの冒険』を連載し、教訓臭の強い従来の童話から抜け出し、腕白小僧が放浪をして農家やサーカス団で冒険をしながら成長するといった本格的な児童文学の創設者としても、知られている。

こうした敏腕ぶりに惚れこんで、「新聞王ジラルダン」や、文名をあげはじめた若き日のバルザックも協力を申し出たということがあったが、それは実現しなかった。しかし、文芸家協会の設立と運営では、バルザックと力を合わせるようになった。しかし、そればかりでなく、バルザックとデノワイエはバルザックの創作の連載をめぐって抜き差しならない関係にあった。というのは、文芸家協会の設立運動のころ、バルザックは『エーヴの娘』を一八三八年十二月三十一日から三十九年一月十四日まで「世紀」紙に連載、『ピエレット』を『ピエレット・ロラン』のタイ

トルで一八四〇年一月に「ル・シエクル世紀」紙に連載していたから、デノワイエとは仕事の上で密接な関係があったばかりか、「ル・シエクル世紀」紙がバルザックの原稿に手を入れたことから一時は二人の間に険悪な空気がたたかったことがあった。<sup>(21)</sup>

しかし、デノワイエらは、バルザック同様、文芸家協会を設立せねばならないと画策していた。そして、デノワイエはバルザックのキャンペーンに乗り、縁の下の方の力持ちの役割を果たしながら、協会を立ち上げた形跡がある。

いづれにせよ、ジャーナリストのデノワイエの協力は文芸家協会にとつては不可欠であった。それにデノワイエは作家としても新たな児童文学の旗手でもあった。新聞雑誌は、十年前の一八二七年にはすでに百三十二種にのぼっていたが、その後も膨張を続ける一方、多くの新聞雑誌で連載小説の掲載がはじまったことで、著作権問題はさわめて複雑になってきたからである。デノワイエのほか、レオン・ゴズラン (Leon Gozlan)、ルイ・レポー (Louis Reybaud)、ルイ・ヴィアルド (Louis viardot)、フェリックス・ピヤ (Felix Pyat) といったジャーナリストも熱心に発言していた。

こうして、バルザックの「手紙」発表の三年後の三七年十二月十日に、ナヴァラン街四番地のデノワイエの自宅で委員会が結成された。委員長はデノワイエが、委員はジュール・A・ダヴィッド (A. David)、アンドレ・デルリウ (André Delrieu)、レオン・ゴズラン (Leon Gozlan)、ルイ・レポー、アルフォンス・ロワイエ (Alphonse Royer)、ルイ・ヴィアルドで出発し、隔日に会を開くという具合に精力的に議論をし、十二月三十一日には元代訴人M・ポミエ (M. Pommier) 宅で臨時総会を開くまでにこぎつけた。ポミエは文芸家協会総代理人として、初期の諸費用を肩代わりした。五十四人もメンバーが集まり、その場で会則が採択され、臨時委員会が構成され、ヴィルマンが委員長、デノワイエが副委員長、主な幹事としては、すでに述べた委員会メンバーのほか、ヴィクトル・ユゴー、アレクサンドル・デュマ、ラムネー、フレデリック・スーリエなどであった。<sup>(22)</sup> このうちユゴーは、バルザックとともに著

作権問題にはつねに積極的に発言し、協会設立にも積極的にかかわっていた。

さて、一八三八年四月十六日には第一回総会が開かれ、正規の執行委員会が選ばれた。上位では、デノワイエ八十四票、ヴィルマン八十二票、ヴィアルド八〇票、ユゴー七十八票、ラムネー七十七票、フランソワ・アラゴー七十四票、アレクサンドル・デュマ七十一票といったところであった。<sup>23)</sup>

こうして、協会が正式に発足した。一八三八年四月二十八日のことであつた。協会はいよいよ軌道に乗りはじめたが、小説の劇化にからむ著作権問題で、先輩の劇作家協会との確執もあつた。アルフレッド・ド・ミュッセの息子ポール・ド・ミュッセの小説を剽窃したとして、『ロザン氏の調停人 (Les arrangeurs de M. de Lauzun)』、『ロワラン氏の略奪者 (Pillards de M. de Coislin)』という小説と同名の軽喜劇<sup>24)</sup>をめぐる裁判も係争中であつた。しかし、同年十一月三十日に、劇作家協会が、ヴォジラール墓地からペール・ラシエーズ墓地へのラ・アルプの遺骨移送式に文芸家協会の代表を、アカデミー、テアトル・フランセの代表と共に招待した。『バルザック会長』(一九五二)でバルザックと文芸家協会の関係をドラマチックに描き、本論でも主要文献として参考しているピエール・デカーヴによると、このような公的な式典に招待されたことで、はじめて市民権をえたという。<sup>25)</sup>そして同年六月一日にヴィルマンが初代の会長に選出され、同月八日にはデノワイエとフェリックス・ピヤが副会長に選出された。しかしこの間、いったいバルザックはどうしたのであるうか。文壇の雄であるユゴーが熱心に設立を推進していたのに、バルザックの名前はどこにもあがつてこないのだ。

ピエール・デカーヴの言葉を借りると、「しかし、こうした中でバルザックはどうなつていったのか？ 同盟の《推進者》、新たな協会の真の創設者はどこいたのだろうか？ 彼は敬遠されたのだろうか？ みな意志で外されてしまったのだろうか？ ふてくされていたのだろうか？ 仲間と喧嘩別れしたのだろうか？」<sup>26)</sup>ということになる。

じつは、バルザックはつんぼ棧敷におかれたわけではない。デノワイエやゴズランやピヤは、要所要所にバルザックに情報をいれながら、バルザックが腰を上げるのを待っていたと思われる。しかし、とにかくバルザックには時間がなかった。借金にあえぎながら、バルザックは、『幻滅（第一部）』（一八三七年二月）、『平役人』（一八三七年七月）、『ガンバラ』（一八三七年七月—八月）、『セザール・ピロトーの隆盛と凋落の物語』（一八三七年—二月）、『しびれえい（娼婦盛衰記）』（一八三八年九月）、『骨董室』の後半（一八三八年九月—十月）、『ニュシゲン銀行』（一八三八年九月）など、つぎつぎと大作を書きまくっていた。この期間はバルザックにとっても創作に油がのつていた時期でもあった。しかもバルザックは、周知のように三十七年九月にパリの郊外のレ・ジャルデーに家を買求め、その庭にバイナップルを植え、売り出して大もうけしようという夢までいただき、人を招いてはその夢を語っていた。あるいは、三十八年の三月から六月には、コルシカ、サルデーニヤ島を通ってイタリーまで旅行しているが、サルデーニヤ島に赴いたのはなんと銀鉱を発掘して千金を手にするためであった。しかし、バルザックに情報を提供した者がすでに発掘許可を得ていて、バルザックがすぐごと引きあげるといふ有名な事件もあった。

こうした過密な仕事ぶりや、夢のような話に振り回されているのを聞かされては、デノワイエなどは、文芸家協会の設立をバルザックにまかせようという気にはならなかったであろう。協会の路線は自分らで引いて、軌道に乗ったら「いいだしっぺ」のバルザックにきてもらおうというのが、作戦であったにちがいない。

しかし、こうして協会の規定も組織も整い、先輩の劇作家協会にも認知されたいま、いよいよバルザックを迎え入れるときがきた。そして、デノワイエはバルザックに、文芸家協会に加わるようにしきりにたのんだと思われる。ただし、この時期の二人の往復書簡を見るかぎり、協会入会の件にふれたものは一通もなく、すべてはバルザックの連載小説についてのやりとりである。

\* \* \*

一八三八年の年末、バルザックはついに重い腰を上げた。『幻滅』の第三部「パリに出た田舎の偉人」を書き終えると、文芸家協会に入会した。協会の記録によると、バルザックは一八三八年十二月二十八日に入会を認められている。しかし、ゴズランの記述によると、入会には四十五票が求められる一方、バルザックがあつめたのはかるうじて五十三票であつた。「バルザックより外で名が知られていない作家たちが八十票あつめた」のにくらべると、ずっと少ない票であつた。その理由としてゴズランは、文芸家協会の活動が鈍いとバルザックがかねがね批判していたことをあげている。いずれにせよ、誰よりも強力な主張をしているバルザックが会員としてどれほど実際に活動するかどうかほど調和的にやってくかという点においては、疑問符をつけられていたのは確かであろう。<sup>(26)</sup>とにかく、こうしてバルザックは会員になつた。デノワイエ宅での最初の準備委員会の開催から約一年後のことであつた。

三月二十四日には委員会の選挙がおこなわれ、バルザックも委員に選ばれた。ただし八十三票で八位であつた。一位は百票のデノワイエ、ついでヴィルマン九十八票、ヴィアルド九十五票、アルタロシユ (Altalochte) 九十三票、ユゴー九十二票、ピヤ九十一票、アラゴー八十七票と並び、六十四票のデュマや五十九票のジョルジュ・サンドよりは上位を占めた。この結果を見て、バルザックはふくれっ面をした。すると、六十二票のゴズランが「でも、私の順位をご覧なさいよ……そして、とくにサンドの順位をね」と慰めたといふ。<sup>(27)</sup>

しかしバルザックは、以後一八四〇年一月まで数年文芸家協会にからめとられてゆく。まず文芸家協会の財政を潤すための共同出版の企画の検討委員長に選ばれてしまった。この出版を強く提唱したのはデノワイエであるが（一八三九年五月日、会長宛書簡<sup>(28)</sup>）、バルザックも協会の独立出版を通して資金を貯蓄し、生活不如意の作家たちを援助することを提言していたので、この企画はバルザックの推進によって実行に移されることとなつた。バルザックのほか

に、デノワイエとユゴーが委員に選ばれている。こうして、一八三九年から一八四十年三月にかけて『パベル』という作品集が刊行され、バルザックは二巻目に『ピエール・グラス』を収めている。<sup>29</sup>

その作品集の序文で、バルザックは格調高く、協会結成の志をうたっている。

国内における海賊版という狂気の仕儀は、芸文家協会の日常のなかで一時的な事件としてのみ、また乱脈な過去との決着とのみ見なされるもので、そう見なさねばならない。かくも多数のメンバーを糾合した基本的な思想は、まったくちがう高い思い、まったくちがう尊厳をもっている。われわれ文学家族は作品の公開する無数の道筋でちりちりばらばらとなっていた。われわれは、その文学家族を、圧倒的な条件をととのえてひとつにし、強い絆で賢明にまとめたいと願ったのである。核をつくり、そこで強者が弱者に手を差し伸べ、協会の力で失意の人を孤立から助け出そうと思っただのである。<sup>30</sup>

弱き者が泣き寝入りしないよう、文学者が結束せねばならないと、バルザックは唱えている。こう書きながら、バルザックの頭には、文名を上げるまでいかに出版界で葛藤と闘争をし、いかに涙を流したかという過去の苦闘が去来していたであろうか。つまりは、バルザックは自分のためにも、芸文家協会設立を求めていたのである。しかし、芸文協会の中核にあつて、作品集の刊行を実現し、そこで協会の理想をかかげただけで、バルザックの役割が終わったわけではない。

\* \* \*

そのあとに大役が待っていた。文部大臣に着任したヴィルマンが、三十九年五月十七日に会長を辞任したのである。

文壇の位置からいっても、熱意からいっても、後任の第一候補はユゴーであった。しかし会員たちは、ユゴーが会長になると、先鋭な提案などをして、アカデミーや出版界や世論の反発を買うのではないかと恐れた。ユゴーも慎重にかまえ、とりわけ火中の栗を拾うまいとしていた。そこで、デノワイエやゴズランがバルザックを担ぐ工作をはじめた。バルザックに票が集まらないことを危惧した彼らは、人の集まらないヴァカンス中の八月十六日を選んで、執行部刷新の提案をし、会長選挙にもちこんだ。その日デノワイエはあらかじめ自分は会長に立候補しないことを文書で告げ、わざと投票に大幅に遅れ、四時にはシャルル・マリユオ (Charles Marrau) と共に帰ってしまった。ピエール・デカールによると、第一回は九票、第二回以降は八票となっているから、第一回はデノワイエ抜きで九票、第二回以降はデノワイエとマリユオ抜きで八票の票数ということになる。議長はピアがつとめ、投票は三回にわたって行われた。第一回でバルザックは五票の一位、次点は四票のアラゴだった。二回目でバルザック五票、アラゴ三票となり、三回目でバルザックは満票の八票を獲得して、会長に選ばれた。八票の中にはむろんバルザック自身の票もはいつているから、バルザックにはやる気があったのだ。副会長には、ゴスランとピヤが選ばれた。こうして、バルザック体制が発足した。<sup>31)</sup>

しかし、こうした動きに反発した作家がいなわけではない。この旗挙げに対して、バルザックの天敵のサント・ブーヴが『両世界評論』の九月一日号で「産業になった文学について」という一文を書いて、冷や水を浴びせたことはよく知られている。<sup>32)</sup> 彼は、「あなた方は、『結婚の生理学』の作者のために、その著作をもっと広めて損害を取り戻したり、切手を売るように『滑稽風流譚』を売りさばくような政権を考えているのか?」といった嘲笑をしたのである。しかしバルザックは、会長に選ばれた立場から、こうした中傷に巻きこまれずに、協会の独立性と品位を保つといった内容の「ラ・プレス」紙の編集長のエミール・ジラルダン宛ての手紙を「ラ・プレス」紙に掲載するよう、要



請するにとどめた。<sup>(33)</sup>

バルザックはあいかわらず書きまくっていたが、文芸家協会の会長に選ばれたからには、その方も手抜きはできない。手抜きどころか、バルザックは全力投球をした。会長の肩書で雑誌に挑戦的な記事を書いたり、著作権に関する法案（後述）を提案したり、精力的で戦闘的な文芸家協会長としてのバルザックの名前は、反対派を恐れさせていた。バルザックの強みは、パリ大学の法学部を卒業し、法律事務所につとめていた経歴をもつことだった。

こうしたバルザックの強みは、いたるところで発揮された。まず、ルーアンの法廷での活躍である。一八三九年十月二十二日、ルーアン軽犯罪裁判所で裁かれたベルナール氏 (Mr de Bernard) の「メモリアル・ド・ルーアン」誌の剽窃事件で、ベルナール氏とともに文芸家協会が原告となり、バルザックは、協会会長として熱弁をふるったのである。バルザックの登場は、現地でも大きな話題を呼び、訴えられて被告席に立ったメモリアル・ド・ルーアン社などは、「法律」紙で「何人かの聴衆は、もう伝記が刊行されている大人物を、とりわけ彼の名高い大きな杖を目撃する望みをいだいて、足を運んだ」（「法律」一八三九年、十月二十一―二十二日号）と、揶揄した。<sup>(34)</sup>

さてバルザックは、法廷で、細部の問題というより、いかに海賊版が横行して、作家・出版社をおびやかしているかを堂々と論じたのである。

海外の海賊版は出版社全体を破産させています。今やパリには破産しない出版社はもはや二社しか残っていません。しかも、一社は清算中であり、もう一社は著者に前払いをしているからという理由のみで続いている状態です。皆さん、ヴィクトール・ユゴーとかジョルジュ・サンドとかの当代のもつとも立派な文学作品が、もはや千二百部以上は売れなくなっているをご存じでしょうか。フランスはそれだけしか買わないのです。そして、それでは、

刊行の費用をカバーするには足りません。本の製作の費用はもつとかかるのです<sup>36)</sup>

問題は地方新聞の剽窃であるが、出版社で刊行される前に地方新聞に出るのは許せないと非難する。しかし、被告の弁護に立ったりヴォワール (Rivoire) は、「朝の六時の第一版の新聞を入手し、九時にはそこからの剽窃記事を作り上げる」パリの「伝令」とか「フランスの山彦」といった新聞こそ告訴されるべきであり（じつさいこれらの各紙は、すでに告訴されていた）、我々の方は刑事事件で裁判を受けるべきものではなく、民事であつかわれるべきである。だいたい、我々が採録したことは、書いたものが優れているからで、作家たちはむしろ感謝すべきである。と居直った弁護の論陣を張った。

著作権の問題は、そもそも著作権成立の条件が時代に合致していないことからきていた。一七九三年七月十九日の法令は、それ以前の九部という著作の納付義務を軽減し、「著作を公刊するすべての市民は、著作の二部を国立図書館、ないし共和国版画資料室に収めるのを義務とする。それによって、著者は図書館員の署名入りの受領書を受け取り、その受領書がなければ、海賊版にたいする追求は正当とはみなされない」（第四条）とした。つまり、著作権は著作の納本義務にしばられていたのである。この納本の部数はたえず変動し、一八一〇年二月五日に五部に増え、王政復古期の二八年一月九日には著書は二部、校正刷りと版画は三部とされた。こうした納本義務は、むしろ権力による事前検閲のためであるので、納本がないばあいは罰金を課せられることになっていたが、この罰金の額もたえず変動していた。しかし、納本によって著作権が発効するので、その点からは作者にとって無視できぬ規定である一方、規定を無視すると海賊版告訴のばあいでも不利となるので、両刃の刃であった。二八年法令での二部納本規定では、一部を王立図書館、一部を内務省図書館としているのに、被告側は一七九三年法令にこだわり、二部が王立図書館に

納本されていないと著作権は発効しない、それも著者自身の手で納付されないと無効と主張し、裁判においても、そのような判例ができていた。そもそも、この規定に従えば、そうした納本が不可能な新聞に掲載される記事や創作の著作権は成立しないことになり、ここで文芸家協会の告訴は困難な立場に立たされていたのである。<sup>(17)</sup>

バルザックは、こうした事情をふまえ、なんと該当の新聞を二部納本させ、法律的な著作権を確立してから、告訴にふみきつたのである。

こうして法廷は、「メモリアル・ド・ルーアン」誌に対して、二百フランの罰金と五百フランの損害賠償を課する判決を下した。この裁判には後日談もあり、協会のメンバーであるエマニュエル・ゴンザレス (Emmanuel Gonzales) が、「メモリアル・ド・ルーアン」誌に掲載された書評は名誉毀損の内容であり、その反論の掲載も拒否したとして、「メモリアル・ド・ルーアン」誌を訴えると、「メモリアル・ド・ルーアン」誌の弁護士デステイニー (Destanis) が法廷でゴンザレスの弁護士ダヴィエル (Daviel) の頭に本を投げつけるという乱戦模様になった。その結果、デステイニーは一カ月の禁固、「メモリアル・ド・ルーアン」誌は五十フランの罰金、二十四時間以内にゴンザレスの反論の掲載すべしという、判決を受けた。<sup>(18)</sup> いずれにせよ、文芸家協会側がまたも勝利を収め、バルザックは面目をほどこしたわけである。

\*

\*

\*

法律家バルザックのもうひとつの快挙は、一八四〇年五月に、「コードリテレル文芸家法」なるものを提案したことである。<sup>(19)</sup> この案は、

第一章「文芸家の契約に関する条項」、

第二章「支払い、期限付き契約、破産と原稿引き渡し拒否に関する条項」、

## 第三章「共作に関する条項」、

## 第四章「民法で予見されていない剽窃に関する条項」、

## 第五章「翻訳に関する条項」、

## 第六章「文芸家同士の攻撃に関する条項」

と六章にわかれ、計五十八条にも及ぶ詳細をきわめたものである。ここでは、その全容を紹介するスペースはないが、これに目を通すと、執筆から刊行、原稿遅れ、共作者同士のトラブル、原稿支払い、剽窃等についての厳しい規定、翻訳作品に関する原作者の著作権、いつてみれば、作家にとつてのあらゆるトラブルのケースが取り上げられ、それについての規定がなされている。一例をあげると、発行部数の厳密な公開を規定した第七条のつぎの第八条では、「決められた数をこえて印刷された部数は、違約金として、作者に二倍の代金を支払うものとする」という厳しい条項があったり、あるいは、「十年間引き続き、ひとつの新聞に一年につき四十回記事を書いた編集者は、千二百フラン以下にはならない手当を得ねばならない。社主による拒否がある場合は、委員会がそれを強制するための措置をとるものとする」(十二条) というように、編集者(ここでいう編集者は、新聞の専属執筆者ともいべき者である)の権利にも細かな規定をしている<sup>(11)</sup>。演劇作品が小説から題材を取ったばあい、あるいはその逆のばあいも、取得した利益の三分の一を原作者に支払うという義務を課したり(四十五条)<sup>(12)</sup>、また、「あらゆる批評家は、作品のみにその権利があつて、あてこすりであるうと、暗示であるうと、私生活の領域に踏みこんではならず、文学者の物質的な利益にかかわつてならない。文芸欄の批評記事の書き手や記者が、文芸家協会員の名誉や体面を、そのようにして侵害した場合は、前条(作家がのべていない言辞をその者の言辞としたり、作家を揶揄する目的で偽りの言動をその作家のものであるとしたりすれば、名誉毀損で訴えるという条項)のような措置をとられるものである」(五十八条)<sup>(13)</sup>と規

定し、作家のプライヴァシーの侵害の条項を設けるなど、その内容の先見性にも驚かされる。といつても、バルザック自身、当時「ガゼット・デ・ゼコール」の紙上で、左手にパイプを持ち、右手を女の腰に、しかも許しがたいほど不器量に描かれた女の腰に手を回している戯画を載せられて、かんかんたって怒って訴えようとしたという事件をはじめ（ただし、その訴えの文書を紹介しているゴズランは、バルザックは頭を熟考したあと冷静になって訴えをやめたのだと、記している）、たえず新聞雑誌にカリカチュアを掲載されて揶揄的になっていたので、この条文はそうしたことから発想されたふしがある。このことからみても、ここに規定されている多くの条項は、じつはバルザックが経験し、自分が悩まされていた問題の解決案であることが、読み取れる。しかしそれにしても、これだけの条文を提案する情熱とエネルギーと、「法律家」としての目配りは驚異的である。残念なことに、これは単なる提案に終わりに実現することはなかった。その理由のひとつは、これがあまりに理想的で厳しい案であるからであつたのではないかと想像される。ここでも、現実家というより夢想家としてもバルザックの面目躍如たるものがあるう。

さてルーアンの事件では、バルザックは大活躍をして、拍手喝采を浴びたとしても、他方、それによって、バルザックへの風当たりも強くなるという経過をたどることになる。それに拍車をかけたのは、裁判の三カ月まえの七月に刊行された『幻滅』の第二部「パリにおける地方の偉人」の反響であつた。ここには、主人公の詩人リュシアン・ド・リュバンプレが、アングレームの田舎から名声をえようとパリに出て、パリのジャーナリズムに翻弄されるさまが、克明に描かれていた。そこには、海千山千の出版屋・ジャーナリストたちとジャーナリズムの裏の世界が如実に描かれているが、その生態は、じつさいのジャーナリストたちの気持ちと逆なものであつた。そして、新聞雑誌業界でのバルザックにたいする反感がたかまつていた。そんな中、バルザックは、空席になっているアカデミー会員に、協会からバルザックとユゴーの二人を立候補させ、協会はそのサポートすべきであると提案したりしている。しかし、

この提案の決議は引き延ばされ、葬り去られた<sup>45</sup>。ただし、二人がこれをめぐって対立したあとはない。むしろ、ユゴーはバルザックに辞退しないようにと一八三九年十二月一日に手紙を書き送っている<sup>46</sup>。結果としては、ユゴーが選ばれなかったことをふまえバルザックも立候補を取りやめるといふ一幕がある一方、ユゴーはやがて会員に選ばれるという後日談がある。

いずれにせよ、お手盛りのアカデミー立候補問題が、バルザックに対して、一般的にいい印象を残したとは思えない。それ以外に、会長としてのバルザックを中傷する種にはことかかなかった。莫大な借金に追われ、しばしば債権者から身を隠した。十一月には協会から一ヶ月の休暇をとりたいとの願いをデノワイエ宛てに出し、所在不明となった<sup>47</sup>。一八三九年十月にはペーテル事件の結審があり、妻殺しのかどでペーテルが死刑に処せられ、えん罪との弁護の論陣をはっていたバルザックには大きな打撃となった。こうしたことが重なり、十二月の会合には、十六日に一回のみ出席しただけだった。こうしてついに、個人的な理由で会長職を辞退したい旨を周囲に打ち明けるようになったようである。

その結果、一八四〇年一月九日、委員会はユゴーを次期会長に選出した。これは、あらかじめ敷かれていたルートであるから、百九十のうち百十六という多数の票をえての就任であった。バルザックはデノワイエとともに副会長に指名され、なんらしこりもなくユゴーを任期中補佐したのである。しかし、元来実務には適さず、執筆に追われていたバルザックにとって、こうした結果は望むところであったにちがいない。バルザックの足は徐々に文芸家協会から遠のき、会の運営にも携わらなくなった。副会長には選ばれていたが、その票数は徐々に減り、四十二年一月の選挙では、八十票中二十票となった。バルザックは、八四一年と四二年に二回にわたって辞意を表明したが、受け入れられなかった<sup>48</sup>。一方、デノワイエは一八四四年に他界するまで精力的に協会に無私の貢献をして、記念像が建てられた

という。<sup>(48)</sup>

こうして、バルザックにとって、文芸家協会の季節は終わりをつけた。<sup>(49)</sup>しかし、著作権をめぐるバルザックの先駆的な見識と闘いは、著作権問題の動向に、その後大きな影響をあたえた。例えば、バルザックはさいごまでベルギーなどの海賊版に苦しみ、文芸家協会長の任期中にインターナショナルの出版社の創設を提案していたが、これを実現したのが、バルザックの『人間喜劇』をフェルヌ、デュボッシュエ、ポーランなどと刊行したエッツェルであった。そればかりか、エッツェルはバルザックとフランスの作家たちの大敵ベルギーの海賊版の廃絶に大きな貢献をしたのである。

(注)

- (1) *Lettre adressée aux écrivains français du XIX siècle. (Œuvres complètes de Balzac, tome XXIII-以下 O.C.C.H. 2巻註, Le Club de l'honnête homme, 1956, p. 223-238)*  
*Sur les questions de la propriété littéraire et de la contrefaçon. (O.C.C.H. tome XXIII, p. 298-306.)*  
*Au rédacteur en chef de «La Presse» (Correspondance III, Garnier, 1964, p. 673-681.)*
- (2) *Lettres à Madame Hanska I, p. 57.*
- (3) *Correspondance III, Garnier, 1962, p. 452-456.*
- (4) *Correspondance II, p. 616.*
- (5) Pierre Descaves: *Le Président Balzac*, Laffont, 1951, p. 51.
- (6) Balzac: *Lettre ad. aux écriv. fr. du XIX siècle*, p. 223.
- (7) *Ibid.*, p. 224.
- (8) *Notes remises à Messieurs les Députés composant la commission de la loi sur la propriété littéraire*, Heuzel et Paulin, 1841, rédigé au nom de la Société des gens de lettres. (O.C.C.H., P. 559-579.)
- (9) *Ibid.*, P. 728.

- (10) Léon Gozlan : *Balzac chez lui*, Michel Levy, 1862, p. 47-48.
- (11) *Ibid.*, p. 48.
- (12) Balzac : *Lettre ad. aux écrits. fr. du XIX siècle*, *op. cit.*, p. 227.
- (13) *Ibid.*, p. 228.
- (14) *Ibid.*, p. 229.
- (15) 周知のように「オランダでは出版の自由が保証されていたので、国内で発禁措置になった著作はしばしばオランダで刊行されていた。
- (16) Balzac : *Sur les questions de la propriété littéraire et de la contrefaçon*, *op. cit.*, p. 301.
- (17) Balzac : *Lettre ad. aux écrits. fr. du XIX siècle*, *op. cit.*, p. 230.
- (18) *Ibid.*, p. 235-236.
- (19) 鈴木康司『關ヶ下ノイガロ』〔大修館 一九九七年、一六二頁。以下「演劇家協会設立については同書の記述に負っている」
- (20) 同書、一七六一-一六七頁
- (21) *Correspondance* IV, p. 13-29.
- (22) Pierre Descaves : *op. cit.*, P. 60-61.
- (23) *Ibid.*, P. 62-63.
- (24) *Ibid.*, P. 65.
- (25) *Ibid.*, P. 69
- (26) Léon Gozlan : *op. cit.*, P. 50.
- (27) Pierre Descaves : *op. cit.*, P. 89-90.
- (28) Nicole Felkay : *Balzac, Desnoyers et Société des gens de lettres. Le courrier balzacien*, avril 1986, p. 8-11.
- (29) Publication de Société des gens des lettres : *Babel*, 1839.
- (30) *Introduction de Babel, C.C.C.H. XXIII*, p. 706. (バルザックの署名はないが、バルザックによる文と判断されている)
- (31) Descaves : *op. cit.*, P. 107-109.
- (32) Sainte-Beuve : *De la littérature industrielle. Revue de deux mondes*, 1er septembre 1839. (Cf. *Correspondance* III, p. 696.)
- (33) *Correspondance* III, p. 695-696.
- (34) *Le Droit*, 21-22 octobre 1839. Cf. *Balzac <Avocat> de la propriété littéraire par Pierre Antoine Perrod. Année balzacienne*, 1963, P. 287.



- (32) Pierre Antoine Perrod : *Balzac (Auteur) de la propriété littéraire, Année balzacienne, 1963, p. 289.*
- (33) *Ibid.*, p. 288.
- (34) *Ibid.*, p. 281-285.
- (35) *Ibid.*, p. 291-292.
- (36) *Code littéraire proposé par M. de Balzac, O.C.H. XXIII, p. 709-717.*
- (37) *Ibid.*, p. 710.
- (38) *Ibid.*, p. 710-711.
- (39) *Ibid.*, p. 715.
- (40) *Ibid.*, p. 716.
- (41) Léon Gozlan : *op. cit.*, p. 67.
- (42) Pierre Descaves : *op. cit.*, p. 121
- (43) *Correspondance III*, p. 774.
- (44) *Correspondance III*, p. 749.
- (45) Pierre Descaves : *op. cit.*, p. 149.
- (46) Nicole Falkay : *op. cit.*, p. 12.
- (47) 文芸家協会長としてのバルザックの任期は一八三九年八月十六日から一八四〇年一月九日までで、五ヶ月三週間となるが、ピエール・デカ  
ーヴが指摘するように、ペーテル事件のためブールに赴いたり、その他の休暇を差し引くと実際に会長としての仕事にあたったのは百日ほ  
どである。(Pierre Descaves : *op. cit.*, p. 148.)
- (48) Pierre Descaves : *op. cit.*, p. 125.

(二〇〇四年一月十五日 受理)